

和水町立三加和小学校スクールバス運行業務仕様書

1 業務名

和水町立三加和小学校スクールバス運行業務

2 履行場所

三加和小学校区内

3 委託期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4 運行日数及び運行時間

年間運行日数は、220 日とし、登校時1便と下校時2便(一斉下校の日は1便)の運行とする。運行時間は、登校時においては、学校に午前8時00分までに到着し、下校時は、学校を午後15時30分と午後16時30分に出発することを想定しているが、詳細については、契約締結後に協議のうえ決定するものとする。。

原則として、日曜日、祝祭日及び夏休み等の長期休暇は運休とするが、和水町教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めた場合は、指定した運行日数の範囲内で運行すること。

また、指定した運行日数の 5% 以内の増減があった場合も、契約額の変更は行わない。

5 運行路線等

原則、別紙のとおりとするが、契約締結後、試験運転・協議等に伴い、若干変更する可能性がある。

6 使用車両等

別紙のコースごとに、当該コースの乗車人数に合わせた受託者所有の車両を使用する。なお、事故などに係る使用車両の修繕費及び当該修繕に伴う代替車両等の諸費については受託者の負担とする。また、補助席を含め児童が一人一座席で、かつ、全員がシートベルト使用のうえ着席することができる車両を使用することとし、マグネット等で当該スクールバスと認識できるようにすること。

7 車両の保管場所

車両の保管場所は、受託者により確保するものとする。

8 試験運転等

受託者は、学校始業日までに必ず児童の乗降練習も含めた試験運転を行い、送迎業務に支障がないようにすることとし、契約締結後、早急に、試験運転の日程、内容等を学校、教育委員会と協議できる体制を整えること。また、当該試験運転に係る費用は、受託者負担とする。

9 委託業務の基本方針

- (1)児童の登下校時における送迎業務を安全かつ確実に行うこと。
- (2)道路交通法及び関係法規・規定を遵守すること。
- (4)運転前には、運転士の健康状態を運行責任者の対面にて点呼できること。
- (5)運行については、他の業務を兼任するなどの過度の負担がない運転士を事前に選任し、当該業務を専属とする運転士が運転すること。また、専属の運転士に事故等があった場合は、事前に選任した交代要員により運行できる体制を整えておくこと。
- (6)車両の整備点検は常に万全の注意を払い、緊急時には速やかに対応できること。
- (7)万が一事故等の場合は、素早く全面的に対応できること。
- (8)運行に際しては以下の事項を遵守すること。
 - ア 児童には常に笑顔で接し、挨拶や声掛けも欠かさず行うこと。
 - イ シートベルトを必ず着用するよう指導すること。
 - ウ 児童の乗降車時は目視して安全確認後に発車すること。

10 運行責任者の配置

- (1)受託者は業務を円滑に遂行するために運転士以外で運行責任者を配置し、緊急の連絡対応ができるものとする。
- (2)運行責任者は旅客運行管理者資格を保有する経験者を配置し、運行開始時間から運行終了時間まで対応できるようにすること。
- (3)受託者は、前号に示した資格者の名簿を委託者に提出すること。

11 緊急時等の対応及び連絡

- (1)自然災害等が発生又はその恐れがある場合は、教育委員会及び学校長と協議のうえ対応を決めること。
- (2)万一、事故及び不足の事態等が発生した場合は、直ちに緊急連絡先に連絡するとともに、教育委員会及び学校長と協議のうえ事故等の処理にあたること。
- (3)道路工事等により迂回が必要となった場合は、安全に運行できる経路を教育委員会、学校及び受託者と協議のうえ再設定するが、それに伴う委託料の変更は行わない。

12 教育研修

受託者は、運行管理者及び運転士の安全で確実な業務遂行と緊急時の速やかな対応、また、児童や保護者等から苦情が生じないように誠意ある接遇ができるよう定期的な教育体制を整えておくこと。

13 損害賠償責務

受託者は、委託業務中に第三者に損害を与えたときは、受託者で加入する保険にてその損害すべての賠償を行うものとする。また、運転士に係る保険についても受託者において加入するものとする。

14 費用負担

委託者が負担する費用は、本業務委託料とする。本業務委託料に含む主な費用は以下のとおりとし、本業務委託に必要と判断される他の費用も含むものとする。

費 用	内 容	委託者	受託者
人件費	給与、通勤費、福利厚生費等		○
車両整備費	車検整備費、継続検査費、法定点検費、車両修繕費、タイヤ購入交換費、エンジンオイル、エレメント代、重量税、自賠責保険等		○
燃料費			○
消耗品	清掃用品等		○
保険料	対人、対物、人身傷害、車両保険等		○
保険料	運転士等		○
教育研修費			○

15 権利義務の譲渡等の禁止

受託者は、この業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

16 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、教育委員会、学校及び受託者と協議し決定する。